

令和6年6月 25 日  
物流・自動車局  
自動車整備課  
保障制度参事官室

## 来年4月より、車検を受けられる期間が伸びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

### 1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいているが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

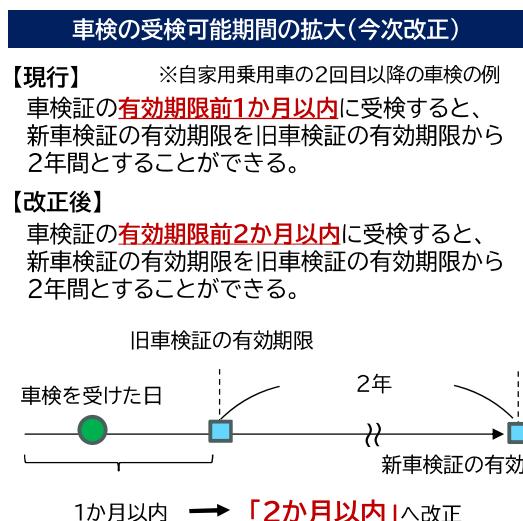
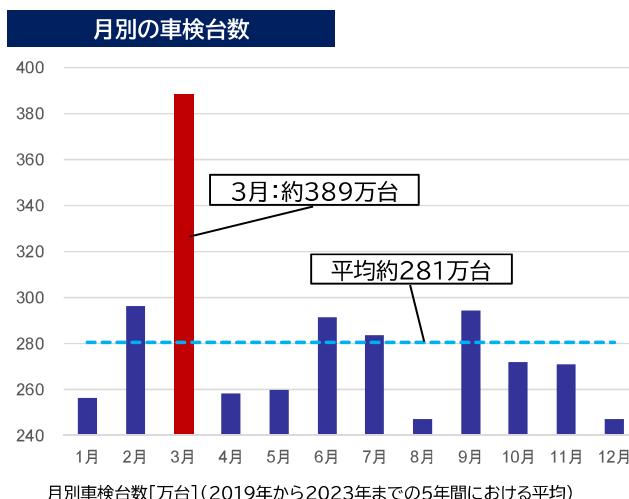
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

### 2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないことにしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

### 3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



#### 【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係(全般)  
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

**新**

(令和7年4月1日 施行)

昭和二十六年運輸省令第七十四号

## 道路運送車両法施行規則

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第四十四条　自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

**旧**

(令和6年11月13日 施行)

昭和二十六年運輸省令第七十四号

## 道路運送車両法施行規則

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第四十四条　自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。